

## 京都市建築基準法施行細則の改正について

京都市では、平成22年3月策定の「京都市建築物安心安全実施計画」では、近年の建築物の事件・事故を踏まえ、定期報告制度の対象建築物の拡大を掲げ、所有者自らの責任で、適切な維持管理と定期的な安全点検を行っていただくことにより、既存建築物の安全性を継続的に確保することとしています。

この度京都市では、東日本大震災における建築物被害の状況を踏まえ、既存建築物の安全対策を本格的に実施するため、関係する団体と協議のうえ、定期報告制度の対象建築物を指定する京都市建築基準法施行細則を改正いたしましたので、その概要についてお知らせします。

### 1 京都市建築基準法施行細則改正の概要

#### (1) 新たに指定する用途

(改正項目は網掛け部分)

用途	報告対象	現行面積 (㎡超)	→	改正後 面積 (㎡超)	初回報告年 建築物:3年ごと 建築設備:毎年
建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等 (注)	建築物	対象外	→	500	平成26年
	建築設備	対象外	→	1,500	平成25年
下宿,共同住宅又は寄宿舍(昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限り。)	建築物	対象外	→	1,000	平成26年
	建築設備	従来どおり対象外			
学校,体育館,博物館,美術館,図書館,ポーリング場,スキー場,スケート場,水泳場又はスポーツの練習場	建築物	対象外	→	1,000	平成25年
	建築設備	対象外	→	1,500	平成25年
事務所その他これに類する用途(当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限り。)	建築物	対象外	→	1,000	平成27年
	建築設備	対象外	→	1,500	平成25年
自動車車庫,自動車修理工場,映画スタジオ又はテレビスタジオ	建築物	対象外	→	1,000	平成27年
	建築設備	対象外	→	1,500	平成25年

報告期限: 11月末日

(注) 児童福祉施設,助産所,身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設・視聴覚障害者情報提供施設を除く。),保護施設(医療保護施設を除く。),婦人保護施設,老人福祉施設,有料老人ホーム,母子保健施設,障害者支援施設,地域活動支援センター,福祉ホーム,障害福祉サービス事業(生活介護,自立訓練,就労移行支援,就労継続支援を行う事業に限り。)の用に供する施設のこと。

(2) 既に指定している用途

(改正項目は網掛け部分)

用途	報告対象	現行 面積 (㎡超)	→	改正後 面積 (㎡超)	初回報告年 建築物:3年ご と 建築設備:毎年
劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場(屋外に客席を有するものを除く。), 公会堂又は集会場	建築物	1,500	→	500	平成 26 年
	建築設備	従来どおり 1,500 ㎡超が対象			平成 25 年
病院又は診療所(患者を入院させるための施設があるものに限る。)	建築物	1,500	→	500	平成 27 年
	建築設備	従来どおり 1,500 ㎡超が対象			平成 25 年
ホテル又は旅館	建築物	1,000	→	500	平成 25 年
	建築設備	従来どおり 1,000 ㎡超が対象			平成 25 年
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗(卸売業を営む店舗を除く。 )又は展示場	建築物	1,500	→	500	平成 26 年
	建築設備	従来どおり 1,500 ㎡超が対象			平成 25 年
キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 待合, 料理店又は飲食店	建築物	1,500	→	500	平成 25 年
	建築設備	従来どおり 1,500 ㎡超が対象			平成 25 年
報告期限: 9月末日 → 11月末日					

2 今後の予定

平成 24 年度 改正施行細則の周知期間

用途ごとの関係団体を通じた周知  
対象建築物の所有者等への個別案内  
調査者向け講習会の開催

など

平成 25 年 4 月 改正施行細則の施行

3 京都市建築基準法施行細則の主な改正点の掲載等

建築安全推進課ホームページにおいて、主な改正点を掲載します。併せて、本改正に当たり実施しました市民意見募集結果につきましても、同課ホームページに掲載します。

※ 建築安全推進課ホームページ

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-3-3-0-0.html>)